

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公表番号】特表2019-507637(P2019-507637A)

【公表日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2018-545422(P2018-545422)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/42 (2006.01)

A 6 1 F 13/53 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/51 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/42 F

A 6 1 F 13/53 3 0 0

A 6 1 F 13/15 3 5 7

A 6 1 F 13/15 3 2 0

A 6 1 F 13/15 3 5 5 Z

A 6 1 F 13/51

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年3月30日(2020.3.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項9】

前記可撓性電極はカーボン導電性インクで前記可撓性防水フィルムに印刷してなる尿濡れ誘導ラインを備えることを特徴とする請求項8に記載の電子感湿吸収性物品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

前記可撓性電極はカーボン導電性インクで前記可撓性防水フィルムに印刷してなる尿濡れ誘導ラインを備える。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0044

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0044】

具体的に、電子感湿吸収性物品10は、一般的に使い捨て紙おむつ又はシートタイプの紙おむつを指し、パッドタイプの紙おむつ、生理用ナプキン又は他の使い捨て衛生吸収製品にも適用できる。可撓性防水フィルム11は一般的に柔らかくて無毒であるポリエチレンフィルム(PEフィルムと略称される)で製造され、一般的に使用されるPEフィルムは通気性フィルム及び非通気性フィルムの二種を含み、通気性フィルムは常に乳幼児向け

紙おむつに用いられるが、非通気性フィルムは常に大人向け紙おむつに用いられる。可撓性防水フィルム11の片面に少なくとも2本の可撓性電極12を設置し、それは一般的にカーボン導電性インクで防水フィルムに印刷されており、アルミホイル、ワイヤ等の材料を防水フィルムに複合していてもよく、これらの材料はいずれも可撓性を有し、製品の柔軟性及び使用に影響を与えることがない。人体又は液体が電極に接觸して電極間が短絡することを防止するために、可撓性電極12に更に一般的に柔らかい不織布、熱風不織布又はスパンボンド布等の材料である可撓性絶縁保護層13が被覆（又は複合）される。